

# 意見書

令和4年7月25日

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課 殿

郵便番号 107-0052

とうきょうとみなとくみなみあおやま  
東京都港区南青山2-2-3

あおやまがいえんひがしとおり  
ヒューリック青山外苑東通ビル

かぶしきがいしゃ 株式会社JTOWER だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 たなか あつし 田中 敦史

(担当者) しょうがいしつ 渉外室 おおはし いさお 大橋 功

電話番号 03-6447-2614

電子メールアドレス isao.ohashi@jtower.co.jp

「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び、電波法の適用関係に関するガイドライン」の改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。あわせて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

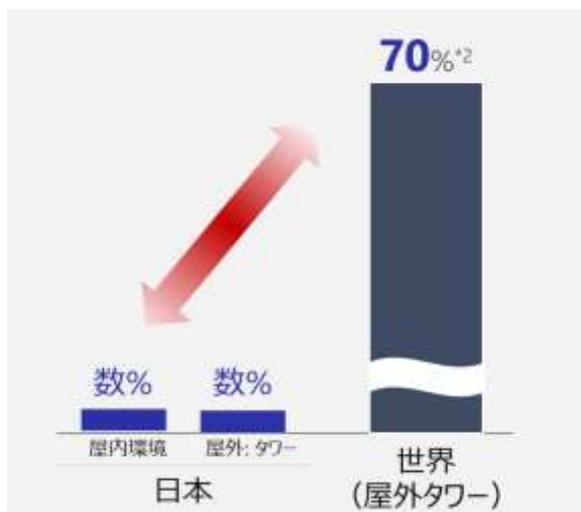
## 【総論】

「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び、電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下、「インフラシェアリングガイドライン」)については、平成30年12月に策定されて以降、様々な形態のインフラシェアリング事業者の市場参入、並びに携帯電話のネットワーク構築の有効的な手法として社会的な認知がより一層に進むなど、相応の効果が見られたものと考えます。

今般、令和4年3月に、総務省からデジタル田園都市国家インフラ整備計画が公表され、世界最高水準の5G環境の整備推進を目指す取組みが進む中、インフラシェアリングガイドラインについても累次の改訂が行われたことは、時機をみた取組みと捉えており、大いに賛同するものです。

他方、わが国においては、諸外国と比して、インフラシェアリング市場は未だ十分に発展しているとは言えず、依然市場規模の拡大の余地を残すものと考えます。

### 【インフラシェアリング普及率に関する世界との比較\*1】



出所

\*1: MCA「携帯電話基地局市場及び周辺部材市場の現状と将来予測 2020年版」における2022年度以降予想より弊社作成

\*2: TowerXchangeより弊社作成

インフラシェアリングについては、5Gから将来的な6Gに向けた観点でも高周波数帯域の活用によって更に多くの基地局設備の設置の必要性が見込まれていること、並びに条件不利地域等の国土面積のカバー率向上を進めるために

も、効率的かつ省エネ等環境面にも配慮した有効なネットワークの構築手法であると考えています。

重ねて、インフラシェアリングについては、本年7月1日に公表された、デジタル田園都市国家構想基本方針に基づき、循環型社会の実現に向け国としての取組みの一つとして位置づけると共に、市場の拡大を促し5G等インフラ整備を進めるためにも、より一層の政策による促進策が必要と考えます。

- ・ インフラシェアリング事業者を支援する観点は引き続き重要であり、今回のインフラシェアリングガイドラインの改訂のような継続的な制度的な課題の抽出、またそれに伴う制度の整備、インフラシェアリング事業者を対象にした高度無線環境整備推進事業や携帯電話等エリア整備事業といった補助金制度の継続や充実、税制優遇の導入などについての検討を推進。
- ・ 従来、基地局設備は、各携帯電話事業者単位で鉄塔等が建設され同じエリアにおいて異なる事業者の鉄塔等が並存するケースが散見されるため、鉄塔等の統廃合を促進させる補助金などの施策の検討を推進。この施策により、以下の効果が期待され、5G等エリア拡大、及び充実度の向上を早期かつ効率的に実現。
  - ✓ 電力等の省エネ、脱炭素化
  - ✓ 携帯電話事業者の運用費用等（稼働費、保守部材、物流費）の削減
  - ✓ 景観への配慮、省スペース化

#### 【参考】 デジタル田園都市国家インフラ整備計画より抜粋

##### ④ インフラシェアリングの推進

5Gの整備に当たっては、移動通信システムの高速度化・大容量化や高周波数帯の利用のために基地局の小セル化や多セル化が必要となるが、アンテナを設置するための鉄塔の設置場所やビル等の物理スペースは限られており、また、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が制限される場合がある。このため、ビル・地下街等の屋内やビル屋上やルーラルエリア等の屋外において鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」が重要となる。

このようなインフラシェアリングを活用した5G基地局整備を促進するため、以下の取組を実施する。

- － 複数事業者による共同整備の場合の国庫補助率嵩上げ（二分の一から三分の二に嵩上げ）や補助対象にインフラシェアリング事業者を追加した携帯電話等エリア整備事業を活用し、条件不利地域におけるインフラシェアリングを推進する。

- － 基地局のインフラシェアリングを可能とするため、複数事業者の送信機を一つの無線装置に集約できる技術を 2022 年度末までに開発する。
- － 基地局設置可能な施設のデータベース化や、地域協議会での情報共有を推進する。国有財産については、緯度経度や高さ等の情報を記載したリストの公表・周知を引き続き実施し、基地局整備の後押しをする。また、自治体・民間所有財産（信号機を含む。）についても同様の取組を推進する。
- － インフラシェアリングを推進する上で重要となる携帯電話事業者とインフラシェアリング事業者との間におけるインフラシェアリングに係るルール整備に向け、「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を 2022 年度中に改正する。

## 【各論】

該当箇所	意見
<p>P 2</p> <p>2. インフラシェアリング事業の範囲と事業形態</p>	<p>【総務省案】</p> <p>本ガイドラインにおいて、①を行う者を「鉄塔等シェアリング事業者」、②を行う者を「電気通信設備シェアリング事業者」、両者を合わせて「インフラシェアリング事業者」という。</p> <p>【意見】</p> <p>当該改訂により、共用する設備の属性によって「鉄塔等シェアリング事業者」、「インフラシェアリング事業者」と区分けされ、それぞれに対応する法令等規律への理解がより容易になったものと考えます。</p>
<p>P 5</p> <p>3. 土地及び工作物等の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係</p> <p>(3) 提供条件等</p> <p>1) 適用範囲</p> <p>2) 設備の提供の原則</p>	<p>【総務省】</p> <p>電柱・管路ガイドラインには、設備の提供に当たっての原則として、</p> <p>① 関係法令に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する「公正性の原則」</p> <p>② 設備を提供するに当たり、差別的な取扱いをしない「無差別性の原則」</p> <p>③ 設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する「透明性の原則」</p> <p>④ 設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする「効率性の原則」</p> <p>が掲げられており、鉄塔等シェアリング事業者は、当該原則に基づき、設備を提供することが求められる（同条第4項）。</p> <p>【意見】</p> <p>インフラシェアリングガイドラインに規定された提供原則、提供条件等の考え方の適用については、今後さらにインフラシェアリング事業者の新規参入、並びに事業形態の多様化が進む可能性があることも勘案したうえで、ルールの画一化・硬直化が事業参入インセンティブを</p>

	<p>損なうことがないよう配慮が必要と考えます。</p> <p>なお、③透明性の原則については、インフラシェアリング事業者間の競争領域にあたるような営業情報については、事前の開示が困難な場合も考えられますので、併せて運用面における配慮は必要と考えます。</p>
<p>P9～12</p> <p>(1) 事業開始に必要な手続</p> <p>1) 電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>(3) 提供条件等</p> <p>(4) 協議が調わなかった場合の手続</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>左記、該当箇所略</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>電気通信設備インフラシェアリングに関する電気通信事業法の適用については、インフラシェアリングの提供形態等によって、新たに整理が必要になる場合も考えられます。</p> <p>そのような場合には、事業育成の観点から、電気通信設備インフラシェアリング事業者が、事業インセンティブを損なうことがないよう、適宜の検討を行って頂けるよう希望します。</p>
<p>P10</p> <p>4. 電気通信設備の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係</p> <p>2) 電波法関係法令の取扱い</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>他方、移動通信事業者に使用させる電気通信設備が電波の発射等を制御する基地局装置等の設備であり、電気通信設備シェアリング事業者が当該設備を使用する基地局を運用する場合は、無線局の免許（同項）が必要となる</p> <p>例えば、ビルや公衆地下街等の屋内においては、図1のように、機械室に各移動通信事業者の無線機や電気通信設備シェアリング事業者の共用化装置（親機：MU（Master Unit））を設置し、階数や場所ごとに、電気通信設備シェアリング事業者の共用化装置（子機：RU（Remote Unit））や共用空中線を設置する場合がある。この場合、A社、B社がそれぞれ電波の発射等を制御する無線機を設置し運用しているため、A社、B社がそれぞれ共用空中線①～④に係る無</p>

	<p>線局の免許を取得する必要があり、電気通信設備シェアリング事業者は無線局の免許を取得する必要がない。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>本規定については、電気通信設備シェアリング事業者による無線局免許取得の要否に関する考え方として「電波発射の制御の有無」を再確認したものと理解します。</p> <p>電気通信設備シェアリング事業者の無線局免許については、提供する基地局設備の範囲、運用の責任範囲や形態によっても、その要否が変わってくると考えられますので、引き続き事例の積み上げを行い、インフラシェアリングガイドライン等で敷衍していくことが必要と考えます。</p>
<p>P 1 5</p> <p>(2) 協議における事業計画等の聴取範囲の明確化</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>インフラシェアリング事業者が移動通信事業者との間で協議を行うに当たっては、移動通信事業者からその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じるが、インフラシェアリング事業者自身やこれと資本関係を有する者等が 移動通信事業を行う場合もあり得ることから、当該移動通信事業者の競争上の地位を危うくすることがないように、その聴取範囲を明確化することが必要である。</p> <p>～ (略) ～</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>本規定については、インフラシェアリング事業者の聴取範囲について定めたものですが、他方、インフラシェアリング事業者と移動通信事業者との協議にあたっては、移動通信事業者側でもインフラシェアリング事業の主体となり得ることから、移動通信事業者側が取得するイ</p>

	<p>ンフラシェアリング事業者の情報の取扱い等についても公正性が確保出来るよう、双務規定とすることが必要と考えます。</p>
<p>6. ガイドラインの見直し</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>本ガイドラインは、現時点で想定される移動通信分野におけるインフラシェアリングのビジネスモデルを前提として策定したものであり、技術・サービスの進歩、インフラシェアリングの進展の程度等を踏まえ、必要に応じその内容を見直すものとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>引き続き、インフラシェアリングガイドラインについては、本案のとおり、インフラシェアリングの事業形態、提供形態の進展に応じて、機動的な見直しを行って頂きたいと考えます。</p> <p>なお、その際においては、インフラシェアリング事業者等からの意見聴取を十分に行って頂けるよう要望します。</p>